

2021年10月8日

産科医療機関 各位

新型コロナウイルス感染療養後に退院もしくは隔離解除された妊婦の扱いについて

公益社団法人日本産科婦人科学会

理事長 木村 正

公益社団法人日本産婦人科医会

会長 木下勝之

新型コロナウイルスに感染した妊婦が、入院もしくは自宅・宿泊施設において療養した後に、退院や隔離解除された妊婦健診や分娩、産科異常等で産科医療機関を受診する場合の対応として、以下の点をご確認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 妊婦において感染性のある期間が長期化<sup>\*</sup>するという報告はありません。厚労省の「新型コロナウイルス感染(COVID-19)診療の手引き 5.3版」のうち、「7. 退院基準、解除基準」(下記を参照ください)に従ってご対応ください。

<sup>\*</sup>下記の重度免疫不全患者等のように10日以上感染性を維持している可能性があること

2. 下記のような退院基準・解除基準を満たしている妊婦では、ウイズコロナ時代を考慮した、患者・妊婦全員に対するユニバーサルプレコーションの下での通常診療と同じようにご対応ください。

【参考】(出典(1)より一部改変)

1) 有症状者の場合

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院・解除可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院・解除可能とする。

2) 無症状病原体保有者の場合

- ①検体採取日から10日間経過した場合、退院・解除可能とする。
- ②検体採取日から6日間経過後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院・解除可能とする。

\*上記の1, 2において、10日以上感染性を維持している可能性がある患者(例:重度免疫不全患者)では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

【出典】

(1)厚生労働省、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第5.3版、7. 退院基準、解除基準、2021.8.30、<https://www.mhlw.go.jp/content/000825966.pdf>